

労働条件に関する アンケート調査 結果

岡山県学校事務職員労働組合 調査部

ご協力へありがとうございました

平素は、当組合の活動にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
先日実施いたしました、労働条件に関するアンケート調査の集計結果を取りまとめましたので、皆様にご報告させていただきます。

アンケート実施期間:平成25年10月

アンケート依頼数:300件

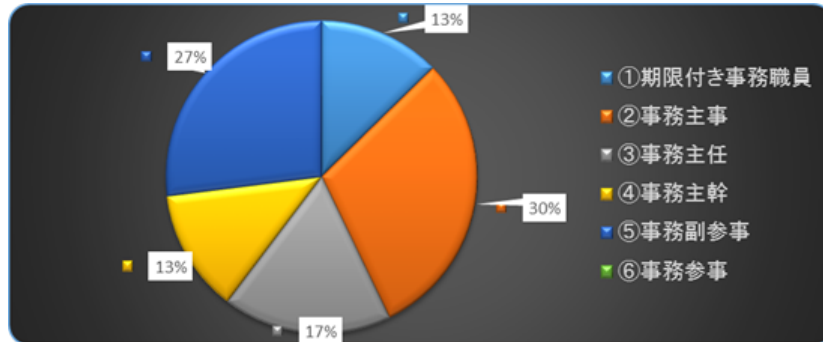
アンケート方法:県内小中学校事務職員より無作為に選出

アンケート回収率: 21%

1. 回答者市町村

岡山市	井原市	新見市	玉野市	美作市	早島町	美咲町
倉敷市	備前市	赤磐市	浅口市	真庭市	吉備中央町	西粟倉村
総社市	高梁市	笠岡市	津山市	矢掛町	勝央町	

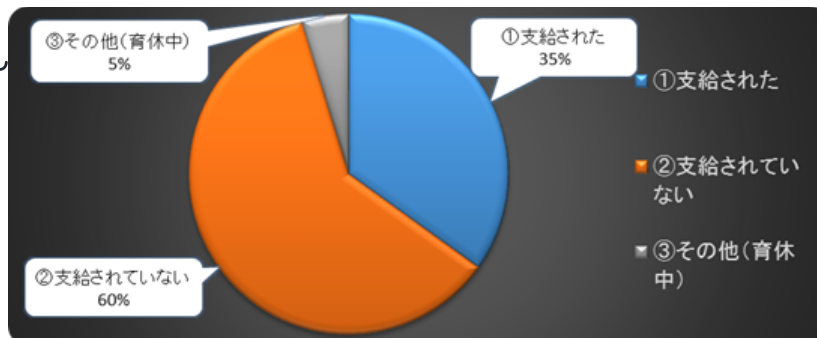
2. 回答者職名



3. 時間外勤務手当について

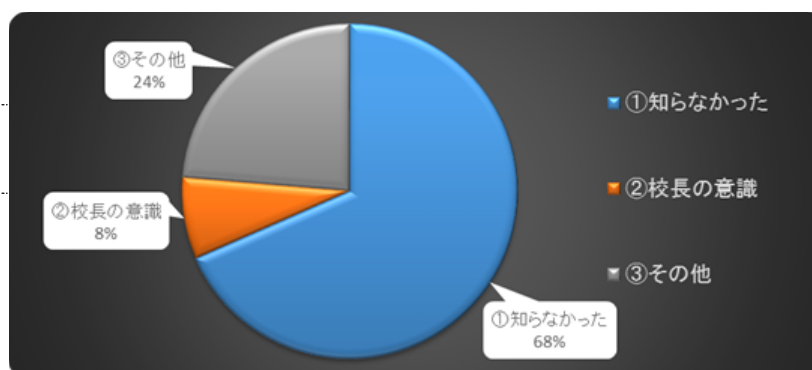
時間外勤務手当については、県教育委員会との交渉において、校長が事前命令・事後確認を行ったものは支給すると回答しています。このことは教育事務所や管理職にも徹底するとの確認も行っています。以前のように予算の枠の中でしか時間外勤務手当は支給されないとの考え方とは大きく異なっています。

3-1. 昨年度の時間外勤務手当は完全に支給されましたか。



3-1の質問で②支給されていないと回答された方にお聞きします。

3-2. 支給されていない場合その理由



3-2.③その他の理由

勤務内容が他の役職の仕事が主。

知ってはいるが、予算内でおさめようとした。(増額の手続きがわからない)

自分自身の考え方も以前と同じで予算内だと思っていたから。(事務職員だけ時間外手当があつていいと言われるのもイヤ)だから

残予算の把握と命令との確認をしていなかった。事前命令、事後確認を毎日行っていない、請求だけするのは・・・と思ったから。

管理職に言いにくい。

時間外はなるべくしないように言われている。サービスの時間もある。

知ってはいたが、すべての時間外勤務手当の支給報告を上げていなかったため。

期限付きの場合枠を超えての請求がすんなり通るとは思われないので。

予算を超えて時間外請求をしないように言われている。